

## 石神井台特別養護老人ホーム 秋月 契約書

\_\_\_\_\_（以下、「利用者」といいます）と石神井台特別養護老人ホーム 秋月（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 令和      年      月      日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護3～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。
- 3 利用者が要介護認定の更新で要介護1、要介護2と判定された場合であって、厚生労働省令「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定められた特例入所対象者に該当する場合、契約は更新されるものとします。

### 第3条（身元引受人）

- 1 事業者は、利用者に対して連帯保証人を兼ねる身元引受人を定めることを求めます。  
ただし、身元引受人を定めることが出来ないやむを得ぬ理由であって、事業者がそれを認める場合及び、法定後見人等がすでに選任されている場合はその限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約及び更新後の契約に基づく利用者の事業者に対する責務について、事業者が必要を認め要請したときは、これに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。
- 3 身元引受人は連帯保証人として、利用者が事業者に対して負担する第8条に定める利用料金、第13条に定める損害賠償、第16条に定める残置物の処分に要する費用の支払いについて利用者と連携して保証するものとします。
- 4 前項の連帯保証義務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は80万円とします。

### 第4条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ② 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③ 施設サービス計画の作成および変更に際してはその内容を利用者に説明します。

#### 第5条（介護老人福祉施設サービスの内容）

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

#### 第6条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 第7条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、9時から17時の間に事務室にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第8条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書を、翌月20日頃までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、料金の合計額を請求月の27日（土日祝祭日の場合は翌営業日）までに口座引落にて支払います。

- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとします。

#### 第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、30日前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

#### 第10条（契約の解約と終了）

- 1 利用者及び身元引受人は、事業者に対して（1ヶ月の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、相当期間を定め料金を支払うよう催告したにもかかわらず、当該サービス料金が満額支払われない場合
  - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
  - ③ 利用者が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
  - ④ 利用者及び利用者家族等が、契約締結時に心身の状況及び病歴、生活や世帯状況等の重要事項について、またはサービスの提供にあたっての必要な事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事象を生じさせた場合
  - ⑤ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、前介護度の有効期間満了をもってこの契約は終了します。
- 4 利用者が要介護認定の更新で要介護1及び同2と認定され、厚生労働省令「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」定められる特例入所対象者に該当しない場合、前介護度の有効期間満了をもってこの契約は終了します。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

## ② 利用者が死亡した場合

### 第 1 1 条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者、その家族及び身元引受人の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

### 第 1 2 条（守秘義務と個人情報の第三者提供）

- 1 事業者および外部委託業者を含む事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、外部委託業者を含む事業者の使用する者が退職後、在職中に知り得た利用者並びに利用者家族等に関する事項及び個人情報を漏らすことが無いよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、介護保険法等関係法令等に基づいて提出を求められた場合、並びに医療、介護上または緊急の必要がある場合には、利用者に関する心身等や家族、身元引受人、利用者の後見人等の情報について、関係法令上の管理監督機関並びに医療、介護関係諸機関、教育機関など特定の第三者に提供できるものとし、利用者は契約締結をもってこれに同意したものとします。

### 第 1 3 条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、相当範囲内において利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
  - ① 利用者、利用者の家族並びに身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - ② 利用者、利用者の家族並びに身元引受人がサービスの実施にあたっての必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - ③ 利用者の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
  - ④ 利用者または家族並びに身元引受人が、事業者の指示や依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

#### 第14条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

#### 第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設定またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第16条（残置物の引き取り等）

- 1 事業者は本契約が終了した後、利用者または身元引受人に残置物の有無を連絡するものとします。
- 2 利用者または身元引受人は、前項の連絡ののち2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、期限内に引き取りが出来ない特段の事情がある場合には、事業者に対し速やかにその旨を連絡します。
- 3 前項但し書きの場合を除き、利用者または身元引受人が残置物の引き取り義務を履行しない場合、当該残置物は利用者または身元引受人に引き渡すものとします。その際発生する費用については利用者または身元引受人の負担とします。

#### 第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

契約締結日 令和 年 月 日

<代表者名> 理事長 川 内 元 徳 印

＜氏名＞ \_\_\_\_\_ 印

＜氏名＞ 印

(続柄： )